次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ホ及びヘの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、事務、方法及び所轄庁を定める告示 1　租税特別措置法施行令（次項において「令」という。）第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ホ及びヘに規定する業務、事業又は事務及び所轄庁は、別表の上欄に掲げる公益法人等（同項に規定する公益法人等をいう。次項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。 2　令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ホ及びヘに規定する方法は、次に掲げる要件を満たすことにつき、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁の証明を受けた基金に組み入れる方法とする。 一　［略］ 二　当該基金が、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる業務、事業又は事務に充てられることが確実であること。 三　［略］ 四　当該基金への財産の組入れ、当該基金に組み入れた財産の運用、当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること（当該基金が公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。以下この号及び次号並びに別表において同じ。）に係るものである場合には、当該合議制の機関を設置していること又は当該公益信託の信託行為において、当該重要事項について当該公益信託の信託管理人（同法第四条第二項第二号に規定する信託管理人をいう。次号において同じ。）の同意を得る旨の定めがあること。）。 五　当該基金に組み入れた財産の種類、贈与又は遺贈（以下この号において「贈与等」という。）をした者の当該財産の取得価額、当該財産の贈与等の時における価額（当該贈与等に係る財産の譲渡をし、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額、当該資産の種類及び取得価額を含む。）その他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって監事の監査（当該基金が公益信託に係るものである場合には、当該公益信託の信託管理人の承認）を受けたものを、毎事業年度（当該基金が公益信託に係るものである場合には、毎信託事務年度）終了後三月以内に、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度（当該基金が公益信託に係るものである場合には、信託事務年度）の翌年度の開始の日から五年間、当該公益法人等の主たる事務所の所在地（当該基金が公益信託に係るものである場合には、当該公益信託の受託者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）に保存することとしていること。	租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示 1　租税特別措置法施行令（次項において「令」という。）第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホに規定する業務又は事業及び所轄庁は、別表の上欄に掲げる公益法人等（同項に規定する公益法人等をいう。次項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。 2　令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホに規定する方法は、次に掲げる要件を満たすことにつき、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁の証明を受けた基金に組み入れる方法とする。 一　［同上］ 二　当該基金が、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる業務又は事業に充てられることが確実であること。 三　［同上］ 四　当該基金への財産の組入れ、当該基金に組み入れた財産の運用、当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること。 五　当該基金に組み入れた財産の種類、贈与又は遺贈（以下この号において「贈与等」という。）をした者の当該財産の取得価額、当該財産の贈与等の時における価額（当該贈与等に係る財産の譲渡をし、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額、当該資産の種類及び取得価額を含む。）及びその他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって監事の監査を受けたものを、毎事業年度終了後三月以内に、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から五年間、当該公益法人等の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。